



文甲第二七號

起
昭和二年六月八日

裁可
二年六月九日
施行

二年六月九日

內閣總理大臣
印

內閣書記官長
印

內閣書記官



昭和二年六月九日

內閣總理大臣

文部大臣宛

回答

本月四日發圖三〇號照會昭和二年勅令第二



(中紙第十行)

文 部 省

發圖三〇號

昭和二年六月四日

文部大臣 水野 鍊 太郎

内閣總理大臣男爵 田 中 義 一 殿

昭和二年勅令第二十五號休日ニ關スル件中「明治節」ハ祝日ト存セラ
ルモ國定教科書編纂上必要有之ニ付念ノ爲及照會 (終)

文甲二七

十五號中明治節ニ關スル件了承右ハ御見込ノ
通祝日ト心得ラレ可然

付箋

十五號中明治節ニ関スル件了承右ハ御見込ノ
通祝日ト心得ラレ可然

付筆

本件ハ宮内有ト打合濟

發圖三〇號

昭和二年六月四日

文部大臣 水野 錬 太郎

内閣總理大臣男爵 田 中 義 一 殿

昭和二年勅令第二十五號休日ニ關スル件中「明治節」ハ祝日ト存セラル
ルモ國定教科書編纂上必要有之ニ付念ノ爲及照會 (終)

文 部 省

文甲二七